

後志地本通信

人勸、月例給・一時金引上げ

8月6日、人事院は2015年度賃金等に関する勸告を行った。

勸告内容は、月例給・一時金の引き上げと、給与制度の総合的見直しに係る地域手当の引き上げであった。月例給・一時金の引き上げは、2年連続となり、実に24年ぶりの引き上げとなった。

民間給与との格差が、1,469円(0.36%)となり、これを解消するため、俸給表の水準を平均0.4%(初任給層は2,500円)引き上げる。また、一時金については、民間支給実績が

2月となったことから、0.1月引き上げることとし、昨年同様に勤勉手当に配分することとなった。この勸告に対して、公務員連絡会

は、「民間の賃上げ動向を踏まえた当然の結果。原資の多くが地域手当の4月遡及にあてられたことは不満が残る」と述べた。北海道では、地域手当が支給されているのは、札幌市のみである。後志管内各単組においても当然支給されている単組はない。このため、人事院勸告どおりの改定を行ったとしても、官民較差(公

民較差)は解消されない。

2015. 8. 24
= 第19号 =
自治労北海道
後志地方本部
〒044-8588
倶知安町北1東2丁目
後志総合振興局内
TEL 0136-22-6636
FAX 0136-21-2105

これは、地公法第14条(情勢適応の原則)にも反する。別途較差解消の手段を検討しなければならない。

いずれにせよ、月例給・一時金の引き上げ完全実施を勝ち取るためには、賃金確定期に向けて、組織の総力をあげて、取り組みに全力をあげなければならない。

「人事評価制度」、
給与への反映には反対を

8月20日、倶知安町・労働福祉センターで、人事評価制度学習会を開催し、13単組26名が参加した。

自治労北海道本部より、櫛部賃金労働部長を招き、2016年4月から、各自治体において導入が義務付けられている「人事評価制

度」について講義いただいた。導入にあたっては「十分」に試行期間を確保すること」、「労使の協議・交渉・合意を前提とすること」、「勤勉手当や昇給等への反映には反対の姿勢で取り組みこと」など述べられた。また、評価結果が仮に処遇などへ反映することとなった場合の対応については、「段階的導入具体例」などが示された。



今年の人事院勸告・報告のポイント

★月例給、一時金ともに昨年に引き続き引き上げ(24年ぶり)

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げ
- ② 一時金を引き上げ(0.10月)、勤勉手当に配分

★給与制度の総合的見直し—平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引き上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引き上げ